

令和5年度 津市地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表（案）

No.	頁	行	旧	新						
1	67	7	第2編 災害予防計画 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第1節 防災施設の限界と避難開始の時期 4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）（略） (1) 避難情報発令の判断基準等 ア～ウ （略） エ 高潮災害の避難情報発令の判断基準 高潮災害については、水害及び津波災害における判断基準等を総合的に勘案の上、準用するものとします。 (新設) (2) （略） (3) 避難情報の発令対象地区 河川毎の発令対象地区、土砂災害の発令対象地区につ	第2編 災害予防計画 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第1節 防災施設の限界と避難開始の時期 4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）（略） (1) 避難情報発令の判断基準等 ア～ウ （略） エ 高潮災害の避難情報発令の判断基準 気象庁が発表する気象警報・注意報、三重県が発表する高潮氾濫発生情報により、的確な避難情報の発令を行うため、次表基準に達した時速やかに本部長に意見具申を行います。 【避難情報発令の判断基準】 <table><tr><th>〔警戒レベル3〕 高齢者等避難</th><th>〔警戒レベル4〕 避難指示</th><th>〔警戒レベル5〕 緊急安全確保</th></tr><tr><td>・強風注意報発表中において、津地方気象台から高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</td><td>・暴風警報発表中において、高潮警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</td><td>・三重県から高潮氾濫発生情報が発表されたとき。</td></tr></table> (2) （略） (3) 避難情報の発令対象地区 河川毎の発令対象地区、土砂災害の発令対象地区、高	〔警戒レベル3〕 高齢者等避難	〔警戒レベル4〕 避難指示	〔警戒レベル5〕 緊急安全確保	・強風注意報発表中において、津地方気象台から高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	・暴風警報発表中において、高潮警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	・三重県から高潮氾濫発生情報が発表されたとき。
〔警戒レベル3〕 高齢者等避難	〔警戒レベル4〕 避難指示	〔警戒レベル5〕 緊急安全確保								
・強風注意報発表中において、津地方気象台から高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	・暴風警報発表中において、高潮警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	・三重県から高潮氾濫発生情報が発表されたとき。								

No.	頁	行	旧	新
			いては、 <u>別途定めるものとします。</u>	<u>潮災害の発令対象地区</u> については、 <u>津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルのとおりです。</u>
2	72	22	第4節 自主的な避難 2 避難開始の基準づくり（危機管理部・各総合支所） 市は、大雨や洪水による災害の発生を事前に予測できるよう努めていますが、地域毎に状況が異なるため、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難行動要支援者と一緒に避難する取組を進めようとするものです。 (1) 住民は、自主防災組織の取組などを通じ、避難開始の基準づくりを進めます。 ア 過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合って避難開始の基準をつくります。 災害の体験とは、 (ア) 過去の洪水の浸水位、雨量 (イ)～(エ) (略) イウ (略) (2)(3) (略)	第4節 自主的な避難 2 避難開始の基準づくり（危機管理部・各総合支所） 市は、大雨や洪水、<u>高潮</u>による災害の発生を事前に予測できるよう努めていますが、地域毎に状況が異なるため、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難行動要支援者と一緒に避難する取組を進めようとするものです。 (1) 住民は、自主防災組織の取組などを通じ、避難開始の基準づくりを進めます。 ア 過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合って避難開始の基準をつくります。 災害の体験とは、 (ア) 過去の洪水<u>や高潮</u>の浸水位、雨量、<u>潮位</u> (イ)～(エ) (略) イウ (略) (2)(3) (略)
3	74	27	第5節 避難計画の策定 1 避難方法の検討（危機管理部、各総合支所） (1) 地域の危険性の周知 市は、ハザードマップ等を作成し地域の危険性の周知に努め、地域住民は、それらを活用し地域の災害特性を把握します。 また、近年全国各地で発生している水害・土砂災害はハザードマップで指摘された箇所で発生している事例が多く、ハザードマップを有効活用した避難行動の啓発等を強化します。 今後、最新の被害想定が発表された場合はハザードマップを	第5節 避難計画の策定 1 避難方法の検討（危機管理部、各総合支所） (1) 地域の危険性の周知 市は、ハザードマップ等を作成し地域の危険性の周知に努め、地域住民は、それらを活用し地域の災害特性を把握します。 また、近年全国各地で発生している水害・土砂災害はハザードマップで指摘された箇所で発生している事例が多く、ハザードマップを有効活用した避難行動の啓発等を強化します。 今後、最新の被害想定が発表された場合はハザードマップを

No.	頁	行	旧	新
			順次最新のものに更新し、改めて地域住民に周知を行います。 《災害の特性》 ア 洪水 イ 土砂災害危険箇所 (2) (略)	順次最新のものに更新し、改めて地域住民に周知を行います。 《災害の特性》 ア 洪水 イ 土砂災害危険箇所 <u>ウ 高潮</u> (2) (略)
4	77	10	第6節 避難体制の整備 1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1) (略) (2) 一時避難場所の指定 緊急一時的な避難の場である一時避難場所については、法第49条の4の規定に適合する施設を選定・指定するものとし、併せて、同条に基づく指定緊急避難場所に指定します。 なお、一時避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。 ただし、土砂災害避難施設、土砂災害避難協力施設については、職員のみでの配備を行うものとします。 《一時避難場所の選定基準》 アイ (略) ウ 災害の種類ごとに指定することとし、下記の基準を満たすもの。 (ア)(イ) (略) <u>(新設)</u>	第6節 避難体制の整備 1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1) (略) (2) 一時避難場所の指定 緊急一時的な避難の場である一時避難場所については、法第49条の4の規定に適合する施設を選定・指定するものとし、併せて、同条に基づく指定緊急避難場所に指定します。 なお、一時避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。 ただし、土砂災害避難施設、土砂災害避難協力施設については、職員のみでの配備を行うものとします。 《一時避難場所の選定基準》 アイ (略) ウ 災害の種類ごとに指定することとし、下記の基準を満たすもの。 (ア)(イ) (略) <u>(ウ) 「高潮」の場合</u> <u>a 「高潮ハザードマップ」の浸水想定区域外にあり、雨風が凌げる建物を基本に指定します。ただし、浸水想定区域内の建物であっても、高潮ハザードマップにより想定される浸水深以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路が</u>

風水害等対策編

No.	頁	行	旧	新																
			(3)～(5) (略)	<u>ある建物は指定します。</u> <u>b 「高潮ハザードマップ」の浸水想定区域外にあるが、地形上の原因により高潮が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場所にある建物については指定しません。</u> (3)～(5) (略)																
5	82	33	第4章 災害に備える体制の確立 第1節 災害対策本部 1 津市災害対策本部の設置（危機管理部） (1)(2) (略) (3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準 ア 設置 (ア) 津市に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報<u>又は高潮警報</u>のいずれかの警報が発表されたとき。 (イ)(ウ) (略) イウ (略) (4)～(6) (略) 2 (略) 3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所） (1)～(5) (略) [風水害時の配備基準及び体制表] (別表) <table><tr><th></th><th>配備体制</th><th>配備人員</th><th>配 備 基 準</th></tr><tr><td>(準備体制) 第1 配備</td><td>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</td><td>各部・支部の配備計画による人員</td><td> 1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火 </td></tr></table>		配備体制	配備人員	配 備 基 準	(準備体制) 第1 配備	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火	第4章 災害に備える体制の確立 第1節 災害対策本部 1 津市災害対策本部の設置（危機管理部） (1)(2) (略) (3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準 ア 設置 (ア) 津市に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、<u>高潮警報(高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報を含む。)</u>のいずれかの警報が発表されたとき。 (イ)(ウ) (略) イウ (略) (4)～(6) (略) 2 (略) 3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所） (1)～(5) (略) [風水害時の配備基準及び体制表] (別表) <table><tr><th></th><th>配備体制</th><th>配備人員</th><th>配 備 基 準</th></tr><tr><td>(準備体制) 第1 配備</td><td>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</td><td>各部・支部の配備計画による人員</td><td> 1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火 </td></tr></table>		配備体制	配備人員	配 備 基 準	(準備体制) 第1 配備	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火
	配備体制	配備人員	配 備 基 準																	
(準備体制) 第1 配備	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火																	
	配備体制	配備人員	配 備 基 準																	
(準備体制) 第1 配備	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火																	

No.	頁	行	旧				新			
						災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。				災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。
			（警戒体制）第2配備	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。 特別警報が発表された場合は、既に配備している職員以外は自宅待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。	各部長・各支部長 各部・支部の配備計画による人員 （特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）	1 津市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 (5) 暴風雪警報 (6) 高潮警報 2 津市に次の特別警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 3 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。	（警戒体制）第2配備	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。 特別警報が発表された場合は、既に配備している職員以外は自宅待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。	各部長・各支部長 各部・支部の配備計画による人員 （特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）	1 津市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 (5) 暴風雪警報 (6) 高潮警報（高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報を含む。） 2 津市に次の特別警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 3 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。
			（非常体制）第3配備	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることができる体制とします。	全職員	市内広域にわたって暴風、豪雨、竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による大規模な災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。	（非常体制）第3配備	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることができる体制とします。	全職員	市内広域にわたって暴風、豪雨、竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による大規模な災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。

No.	頁	行	旧	新
			[津市災害対策本部の組織] 表 (略) 4～6 (略) <u>(新設)</u>	[津市災害対策本部の組織] 表 (略) 4～6 (略) <u>7 情報連絡員等の受入体制の整備</u> 市は、三重県及び自衛隊、警察等の防災関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な災害対応を実施するため、防災関係機関から市へ派遣される情報連絡員（リエゾン）等の受入体制を整備します。
6	111	34	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第3節 災害情報の収集・伝達 1 情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所） 災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を把握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。 また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> (4) (略) [情報収集の流れ] (略) (参考) 主要交通機関の災害速報 (略)	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第3節 災害情報の収集・伝達 1 情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所） 災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を把握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。 また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。 (1)～(3) (略) <u>(4) 三重県緊急派遣チームとの連携</u> 三重県災害対策本部及び地方部から、市の被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行う緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて、情報の収集及び報告事務等を連携して行います。 (5) (略) [情報収集の流れ] (略) (参考) 主要交通機関の災害速報 (略)